

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年10月16日（火） 8：32～8：40

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）
山下貴司 国務大臣（法務大臣）
柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）
根本匠 国務大臣（厚生労働大臣）
吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）
山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
櫻田義孝 国務大臣

欠席者：河野太郎 国務大臣（外務大臣）
平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件
○政令 2件
○人事 4件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、スペインとの間に「租税条約」を署名すること及び「航空協定の付表の改正に関する書簡」を交換することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣臨時代理たる菅内閣官房長官から御発言があります。

次に、「全国森林計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月1日と定めるものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、移動等円滑化促進地区における届出を要する行為等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、安倍内閣総理大臣が各国首脳会談及びアジア欧州会合出席等のため本日から20日まで、河野外務大臣がアイスランド国及びデンマーク国政府要人との会談等のため18日から21日まで、岩屋防衛大臣が拡大東南アジア諸国連国防相会議出席等のため18日から21日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、衆議院議員井上貴博を、財務大臣補佐官に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、文部科学省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、文部科学事務次官に大臣官房長藤原誠を充てるものであります。

次に、上野民夫外115名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、外務大臣臨時代理たる私から、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約等の署名について、申し上げます。

「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約」及び「航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定の附属書の改正に関する交換公文」については、今般、日・スペイン両首脳間で署名される運びとなりました。

これによって、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の課税権の調整が図られることとなり、人的交流及び経済的交流が一層促進されること、また、更なる航空自由化が促進されるとともに、運用上の柔軟性が高められることが期待されます。

次に、農林水産大臣。

○吉川国務大臣：全国森林計画は、森林法に基づき、5年ごとに15年を1期として策定するものであります。

今回、策定する計画は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の生産

等の森林の持つ多面的機能の発揮を図ることを旨として、平成31年度から15年間の森林の整備及び保全の目標及び計画量等を明らかにしております。

関係閣僚の皆様におかれましては、引き続き、森林・林業政策の推進について格段の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：河野大臣及び岩屋大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、茂木大臣を外務大臣の臨時代理に、菅内閣官房長官を防衛大臣の臨時代理に指定します。なお、私も、本日から20日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
10月16日〕 (火)

◎一般案件

- 資料あり
資あり
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の署名について（決定）
(外務省)
 - 〃 ○航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定の附属書の改正に関する書簡の交換について（決定）
(同上)
 - 〃 ○全国森林計画の策定について（決定）
(農林水産省)

◎政令

- 資料あり
資あり
- 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
(国土交通省・警察庁・総務省)
 - 〃 ○高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
(国土交通省)

◎人事

- 資料なし
資料あり
資あり
- ☆内閣総理大臣安倍晋三外2名の海外出張について（了解）
 - 井上貴博を財務大臣補佐官に任命することについて（決定）
 - 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
 - 〃 ☆京都大学名誉教授上野民夫外115名の叙位又は叙勲について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕